

離婚届

令和 3 年 4 月 20 日届出

大阪府摂津市 長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号		発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号		長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調 査 票	附 票	住 民 票	通 知	

(1)	(よ み か た) 氏 名	夫 氏 名 撮 津 一 郎	妻 氏 名 撮 津 花 子		
	生 年 月 日	平成 2 年 1 月 1 日	平成 3 年 2 月 2 日		
(2)	住 所 (住民登録をして いるところ (よ み か た)	大阪府摂津市三島一丁目 1 番 1 号 世帯主 の氏名 撮 津 一 郎	大阪府吹田市泉町一丁目 3 番 40 号 世帯主 の氏名 撮 津 花 子		
	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書い てください)	大阪府摂津市三島一丁目 1 (番)			
(3)	父母及び養父母 の 氏 名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	父 撮 津 太 郎 母 撮 津 春 子 養父 養母	続 き 柄 長 男 続 き 柄 子 養	父 池 田 五 郎 母 島 本 夏 子 養父 島 本 次 郎 養母	続 き 柄 長 女 続 き 柄 女 養
	離 婚 の 種 別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 ☐ 審判 年 月 日成立 年 月 日認諾 年 月 日確定 ☐ 和解 ☐ 請求の認諾 年 月 日認諾 年 月 日確定 ☐ 判決 年 月 日確定			
(4)	婚 姻 前 の 氏 に も ど る 者 の 本 籍	☐ 夫 は ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 妻 ☒ 新しい戸籍をつくる			
	未 成 年 の 子 の 氏 名	夫が親権 を行う子	妻が親権 を行う子	撮 津 三 郎 撮 津 秋 子	
(5)	同 居 の 期 間	平成 14 年 3 月 か ら 令和 2 年 4 月 ま で (同居を始めたとき) (別居したとき)			
(6)	別 居 す る 前 の 住 所	大阪府摂津市三島一丁目 1 (番) 1 (号)			
(7)	別 居 す る 前 の 世 帯 の お も な 仕 事 と	☐ 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人まで の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☒ 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇 用者は5） ☐ 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 ☐ 6.仕事をしている者のいない世帯 (国税調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
	夫 妻 の 職 業	夫の職業	妻の職業		
(8)	そ の 他				
(9)	届 出 人 署 名 (※ 押 印 は 任 意)	夫 撮 津 一 郎 印	妻 撮 津 花 子 印		
	事 件 簿 番 号		住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日	連 絡 先 電話 06 (6383) 1111 自宅・勤務先[]・携帯	

記入の注意	
鉛筆や消せるボールペンで書かないでください。 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。 届書は、1通でさしつかえありません。 この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。 そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書 和解離婚のとき→和解調書の謄本 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書	

証 人 （協議離婚のときだけ必要です）		
署 名 (※ 押 印 は 任 意)	高槻 四郎 印	茨木 冬子 印
生 年 月 日	昭和 60 年 3 月 3 日	平成 2 年 4 月 4 日
住 所	大阪府高槻市桃園町 2 番 1 号	大阪府茨木市駅前三丁目 8 番 13 号
本 籍	岡山県岡山市北区大供 番地 一丁目 1 (番)	大阪府茨木市駅前三丁目 番地 8 (番)

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定める こととされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。	
・ 未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。 ☐ 面会交流について取決めをしている。 ☐ まだ決めていない。	面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、 継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙 などの方法で交流すること
・ 経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにするし をつけてください。 ☐ 養育費の分担について取決めをしている。 ☐ まだ決めていない。	養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等 による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に 必要な経費、教育費、医療費など
詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&Aをご覧ください。 法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html）にも掲載されています。	

◎署名は必ず本人が自署してください。